

自治労書記局（組合事務所）

「ハラスメント・アラートダイヤル」

（通知窓口）のご案内

書記局内で起きているハラスメントや
人権侵害で困っていませんか？

自治労本部は、全国の県本部、単組書記局（組合事務所）内のハラスメントを防ぐため、関係者に通知、もしくは注意喚起を促すための窓口を設置しています



労働安全衛生の
マスコット
『危険カモ』

自治労本部メッセージ

安心・安全、快適な職場をめざす労働組合にとって、ハラスメントは絶対に許されないことであり、決して放置してはならない課題です。そして、日々の活動の拠点となる書記局（組合事務所）こそ率先して、ハラスメントのない職場づくりをめざさなくてはなりません。

パワハラ防止法（労働施策総合推進法）の施行により、2022年4月から、県本部や単組を含む、全ての事業主に、職場のハラスメントの防止義務が課されています。

しかし、残念ながら、書記局のハラスメントは役員から書記、書記から役員、書記同士、役員同士など、あらゆる場面で発生しているのが現実です。

自治労本部は、ハラスメントのない職場を自治労全体で実現するため、県本部・単組の責任で個々につくる窓口とは別に、まず自治労の外部につながる全国の窓口を設置しています。

このダイヤルを利用できる方は、自治労の役員、書記に限ります。連絡は電話、ファクス、封書いずれの手段でもOKです。お困りの際は、ぜひ下記の宛先にお気軽にご連絡ください。

自治労本部書記次長 榎本 朋子



自治労本部外部窓口

早稲田リーガルコモンズ法律事務所弁護士：森山裕紀子さん

〒102-0074 千代田区九段南 1-6-17 千代田会館 4 階

TEL **03-6261-2880**（代表） FAX **03-6261-2881**

※電話は朝 9 時 30 分から夕方 6 時まで。はじめのお電話で予約を入れていただきます。

～通知内容、利用者のプライバシーは絶対に守られます～

- 1 当窓口は、法律相談は行っておりません。
法律のご相談は、地域の弁護士会などにお尋ねください。
- 2 当窓口では、ハラスメントの「困りごと」をお聞きし、利用者の希望に応じて、外部窓口から自治労本部担当に通知し、「本部から県本部」、「県本部から単組」に通知することが可能です。
- 3 自治労本部は、ハラスメントが実際に発生したかの事実調査を行いません。
「困りごと」を文書化して整理し、相談に応じて県本部・単組に通知します。
- 4 自治労本部は、中立的な立場で、ハラスメントを放置することがないように、県本部・単組の関係者に注意喚起を行います。
- 5 匿名での相談には応じかねます。プライバシーは絶対に守られますので、必ずお名前をお申し出ください。ただし、自治労本部のみに通知する場合は、匿名で通知することも可能です。
- 6 自治労本部に通知を望まない場合であっても、受理件数として把握し、自治労全体に警鐘を鳴らすため、通知を受けたこと自体は自治労本部にお伝えします。
- 7 ハラスメントの被害者本人ではない第三者が通報する場合は、必ず被害者本人の同意を得てください。
- 8 窓口で受理した情報は、外部窓口、自治労本部担当者で守秘義務を徹底します。
- 9 自治労本部から関係者に通知する際の「関係者」の範囲、通知する「情報の内容」について事前確認を徹底し、関係者に対して秘密保持の誓約を求めます。



- 10 本部窓口で受理した案件の責任者と事務局は、以下の通りです。

責任者 自治労本部書記次長 榎本 朋子

事務局 総合企画総務局長 八巻 由美
総務部長 角本 健吾

県本部・単組の書記の方からの相談は、
全国書記協議会と連携して対応します。

全国書記協議会事務局長 ヤロシュ マリオ

